

岩手県監査委員告示第26号

監査結果の公表（平成30年岩手県監査委員告示第10号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年5月15日

岩手県監査委員 小 野 共
岩手県監査委員 千 葉 伝
岩手県監査委員 寺 沢 剛
岩手県監査委員 沼 田 由 子

1 監査対象機関名 岩手県環境保健研究センター

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成30年1月10日

(2) 本監査実施日 平成30年2月7日

3 監査結果の公表の日 平成30年3月2日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
行政財産の使用許可に当たり、敷地内物件の確認が不十分なものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	敷地内物件の確認を十分に行い、事務手続きにおいて、正担当者以外の複数職員によるチェック体制を強化し再発防止に努める。